

## 福島県福祉サービス第三者評価調査者研修実施要領

(目的)

**第1条** この要領は、福祉サービス第三者評価調査者研修の実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成及びその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

**第2条** 第三者評価調査者に関する研修は、評価調査者養成研修(以下「養成研修」という。)及び評価調査者継続研修(以下「継続研修」という。)とする。

(養成研修の対象者)

**第3条** 養成研修の対象者は、福島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第2号のA又はイを満たし、研修修了後、評価機関として県の認証を受けているか又は受ける予定の法人に評価調査者として所属する予定の者とする。

(継続研修の対象者)

**第4条** 継続研修の対象者は、前条の養成研修又は社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施した評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に評価調査者として所属している者とする。

(研修会の実施)

**第5条** 養成研修及び継続研修は、県が年度ごとにプログラムを策定し、実施するものとする。

(研修プログラム策定検討会)

**第6条** 養成研修及び継続研修の実施内容及び方法等について具体的な検討を行うため研修プログラム策定検討会を開催する。

2 研修プログラム策定検討会は、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者又は県が適当と認めた者のうちから福島県福祉サービス第三者評価推進会議の会長が召集する。

(研修の修了)

**第7条** 県が実施する養成研修及び継続研修を修了した者に、それぞれ修了証を交付する。

2 なお、全国社会福祉協議会が実施した評価調査者養成研修及び継続研修を修了した者は、県が実施する養成研修及び継続研修を修了したものとみなす。

(修了者としての有効期限)

**第8条** 養成研修又は継続研修修了者としての有効期限は、原則として研修修了日から3年経過した日の属する年度の末日までとする。

(費用)

**第9条** 研修に係る費用は、原則として受講者が負担する。

(その他)

**第10条** この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、平成23年6月10日から施行する。

第2条 第7条については、平成21年度研修修了者から適用する。

第3条 平成20年度研修修了者の有効期限は、平成24年度に開催される研修日の前日までとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。